

島教保第40号  
令和2年4月13日

各県立学校長 様

教育指導課長  
特別支援教育課長  
保健体育課長

### 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の児童・生徒の欠席の取り扱いについて(通知)

今般、本県で発生した新型コロナウイルス感染症発生に伴い、保護者から感染した場合のリスクが高い等の理由で、欠席したいと申し出があった場合、校長の判断で「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができ、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録することができることを文部科学省に確認していますので改めて徹底をお願いしますとともに、各学校においては適切に対応いただきますようお願いします。

(参考)

・「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第2報)」(令和2年2月25日付け文部科学省事務連絡)

5. 発熱等の症状がある者を休ませる指導の徹底について(抜粋)

発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは自宅で休養させるよう徹底すること。その場合には、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うことができ、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うことができること。

・「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A(令和2年4月6日付け文部科学省事務連絡)

(問6 回答抜粋)

新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、たとえば、感染経路のわからない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の危険性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し欠席とはしない場合もあり得ると考えられます。

〈本件連絡先〉

島根県教育庁保健体育課

健康づくり推進室 吉谷不美男

TEL:0852-22-6145 FAX:0852-22-6767